

米の検査方法が変わります！

昨年まで

全量全袋検査

生産された米全ての検査

今年から

モニタリング検査

旧市町村ごとに3点を抽出検査

福島県では、県内で生産される全ての米で放射性物質の全量全袋検査を行い、安全性を確認してきましたが、5年間基準値を超える米がないことから、避難指示のあった市町村を除き、モニタリング検査に移行します。

モニタリング検査は国のガイドラインに基づき、旧市町村単位（大玉村では玉井地区・大山地区それぞれ）で3点の検査を行い、基準値を超えていないことが確認されてから、出荷・販売が可能になります。

Q 出荷・販売はいつできるの？

A モニタリング検査の結果が出るまでは、無償譲渡も含む米の出荷・販売の自粛をお願いします。 検査の結果、基準値超過がなければ、旧市町村ごとに出荷自粛が解除されます。

Q 解除になったかはどこでわかるの？

A 福島県のホームページで確認できます。その他新聞等でも、解除の情報が周知されることもあります。

【福島県HP】

[https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/
daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html](https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html)



モニタリング検査による変更点

モニタリング検査移行により、次の変更点があります。

- 自家保有米等の米袋の助成はありません。
- 米の運搬手数料の支給はありません。

※ 検査結果によっては、検査点数を増やすこと、また来年が全戸検査となることがあります。

農家の皆さんには、引き続き、収穫・乾燥・調整時の異物混入による汚染防止などの取り組みにご協力をお願いします。